

東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱

令和5年4月1日東広島事務所告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道事業の給水区域内において、次に掲げる法律に準拠して開発し、又は造成される住宅地等（以下「開発地」という。）に対する給水に関し、可否の決定の基準及び水道施設の設計基準並びに給水を受けるものが負担する費用と積算の基準及びその負担方法等について必要な事項を定める。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (2) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）

2 前項に定める開発地のほか、特別な事情又は原因による場合の給水については、この要綱を準用する。

3 前項の特別な事情又は原因の適用範囲及び基準については、広島県水道広域連合企業団東広島事務所長（以下「所長」という。）が別に定める。

(給水区域の区分及び定義)

第2条 この要綱が適用される給水区域の区分及び定義は、次の表のとおりとする。

| 区分  | 定義  |
|-----|---|
| 低地区 | 松子山、吾妻子、小谷、正力団地、八本松グリーンタウン、吉川工業団地、上条ハイツ、中核工業団地、上三永、東広島ニュータウン、造賀、高屋低区、重兼、ピュアグリーン、西条中央、八本松、宗吉、志和、志和流通団地、志和東流通パーク、テクノタウン東広島、希望ヶ丘団地、工業団地、大多田、檜原、津江、市飯田、木谷、赤崎、三津、栗岡、立花、風早、大芝、大田、正尺、低所、失平及び下竹仁のそれぞれの配水池、津江及び南方のそれぞれの調整池又は用水供給事業の受水点及び小多田受水槽から直接給水する地区 |
| 高地区 | 低地区から既設の揚水施設を経て給水する地区   |

|  |
|--|
| (ただし、揚水施設建設の計画があり、既に設計業務に着手している地区については、既設の揚水施設を経て給水する地区に含めるものとする。) |
|--|

(適用範囲及び基準)

第3条 この要綱は、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるものについて適用する。

(1) 低地区 開発地の規模が10戸以上のもの又はこれと同等以上の給水量若しくは面積を有するもの

(2) 高地区 開発地の規模が5戸以上のもの又はこれと同等以上の給水量若しくは面積を有するもの

2 前項の給水量及び面積の基準は、第9条に定めるところによる。

(適用の除外)

第4条 所長は、特に必要であると認めるものについては、この要綱の一部又は全部の適用を除外することができる。

(準用)

第5条 給水区域外の開発地に対する分水については、この要綱の規定を準用する。

(給水の申請)

第6条 開発地に対する給水を受けようとする者（以下「給水申請者」という。）は、開発地給水申請書に必要な事項を記入の上、関係図面を添えて所長に提出しなければならない。

(給水の承認等)

第7条 所長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める文書により給水申請者に回答するものとする。

(1) 広島県水道広域連合企業団が経営する東広島市水道事業において、所長が工事を施行する場合（以下「事務所施行」という。）開発地給水申請について（回答）

(2) 給水申請者が工事を施行する場合（以下「施主施行」という。）開発地給水申請について（回答）

(3) 給水申請者が配水管に限り工事を施行する場合（以下「配水管施主施行」という。）

開発地給水申請について（回答）

2 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給水の承認をしない。この場合において、所長は、給水に応じられない旨を文書により回答しなければならない。

- (1) 開発地給水申請地域の水道施設建設計画が後年次の場合
- (2) 給水量が著しく不足し、給水計画上支障がある場合
- (3) 技術的又は特別な事情のため給水が著しく困難な場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が給水し難いと認める場合

（契約の締結等）

第8条 前条第1項の規定により開発地に対する給水の承認を受けた給水申請者は、開発地給水についての請書を所長に提出しなければならない。

2 給水申請者は、前項の請書を提出したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した水道施設の施工等に関する契約書（以下「契約書」という。）により、所長と契約を締結しなければならない。ただし、契約の内容が給水工事のみの場合は、契約書を省略することができるものとする。

- (1) 工事の名称及び場所
- (2) 給水申請者が負担する費用の額、納入時期、納入方法及び精算に関する事項
- (3) 完成後における水道施設等の譲渡及び維持管理に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事項

3 前項の規定にかかわらず、給水申請者が官公署又は東広島市土地開発公社の場合にあつては覚書の締結をもって、契約の締結に代えることができる。

（給水量の基準）

第9条 開発地給水申請に係る開発地の住宅等が使用する1日最大給水量の基準は、別表第1に定めるところによる。

2 前項に定める事項に関する住宅等の規模の基準は、次のとおりとする。

- (1) 東広島市において制定された開発事業に関する技術的指導基準（昭和49年12月27日）に規定されている一般住宅にあつては、開発地の有効宅地面積165平方メートルの規模をもって1戸とする。ただし、実戸数がこれを上回る場合は、実戸数とする。

(2) 新住宅市街地開発法に基づく住宅にあつては、新住宅市街地開発法施行規則（昭和38年建設省令第25号）第11条に定める規模をもって1戸とする。

(3) アパート、マンション等にあつては、開発地の有効宅地面積にかかわらず実戸数とする。

（施設的设计基準）

第10条 水道施設的设计基準は、別表第2に定めるもののほか、所長が別に定める。

（費用の負担及び算定の基準）

第11条 給水申請者は、給水に必要な水道施設の建設に要する費用及び関連費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、次に掲げるとおりとし、その基準額及び算定式は、別表第3及び別表第4に定めるところによる。

(1) 開発地配水設備金

(2) 工事負担金

(3) 事務関連費

(4) 設備管理負担金

(5) 設計業務委託費

3 前項各号に掲げる費用を算定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定める部分を対象として算定するものとする。

(1) 同一人又は同一人とみなされるものが、給水量の基準以下の開発地（以下「旧開発地」という。）に隣接し、又は接続して新たに開発する場合において、その一連の給水量が合計して基準以上となる時又は旧開発地を変更し給水量が基準以上となる時、新旧開発部分を対象とする。

(2) 同一人又は同一人とみなされるものが、既に給水を承認した給水量の基準以上の開発地（以下「既開発地」という。）に隣接し、又は接続して新たに開発する場合、新規開発部分を対象とする。

4 前項の規定は、旧開発地又は既開発地に最初に量水器が設置された日から3年を経過したときは、適用しない。

5 二者以上が共同で施行する場合の費用負担は、それぞれが使用する給水量の割合

とする。

- 6 所長は、給水申請者の必要とする水道施設の能力及び規模を超える水道施設を建設する場合においては、前項の規定にかかわらず、当該水道施設の能力及び規模を超える部分の費用を負担するものとする。

(費用の負担方法等)

第12条 所長は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を契約の締結時に給水申請者に負担させるものとする。

- (1) 開発地配水設備金

概算額の全額

- (2) 工事負担金、事務関連費、設備管理負担金及び設計業務委託費（以下「工事負担金等」という。）

各概算額の60パーセントに相当する額

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、前条第2項に規定する費用の概算額の全部を一括して負担させる必要があると認めるとき、又は工事負担金等の概算額が1,000万円以下のときは、契約の締結時に全額を負担させることができる。
- 3 所長は、工事施行請負者に対し費用の中間払を行う場合において、第1項の規定により既に負担した額が中間払を行う額に満たないときは、給水申請者にその不足額を追加して負担させることができる。
- 4 所長は、特別な事情又は原因があると認めるときは、所長が適当と認める期間において、第1項各号の額を分割して納入させることができる。

(工事の計画、設計及び施行)

第13条 開発地に対する給水に係る工事の計画、設計及び施行は、原則として所長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、給水申請者は、配水池及びポンプ所を除いた水道施設について配水管施主施行の希望がある場合であって、所長がこれを承認するとき（所長が給水装置工事として施主施行を認めた場合を除く。）は、所長の指示及び監督の下に工事の計画、設計及び施行を行うことができるものとする。ただし、配水池及びポンプ所を含む工事の場合、配水管施主施工の希望の有無に関わらず所長が管

路の設計を行うものとする。

- 3 前項の工事の設計は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第7条第1項の規定により企業長が公表した名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に土木関係建設コンサルタント業務が登録された業者であって、配水管布設測量設計業務の実績を有するものが行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、入札参加資格者名簿に水道施設工事が登録された業者であって、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規定第59号）第1条に規定する広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）であるものは、開発総面積が5,000平方メートル未満の開発地における配水管施主施行の工事の設計を行うことができる。
- 5 配水管施主施行の工事の設計は、所長が別に定める業務特記仕様書に基づいて行わなければならない。この場合において、給水申請者は、契約の締結後に所長に対して設計協議を行うものとする。
- 6 第2項の工事の施行は、入札参加資格者名簿に水道施設工事で登録された業者であって、指定給水装置工事事業者であるものが行わなければならない。
- 7 第2項の工事の施行は、原則として給水申請者がこの要綱に基づき所長と締結した契約書に定める事項を履行した後に着手するものとする。
- 8 配水管施主施行の工事の施行は、所長が別に定める工事特記仕様書に基づいて行わなければならない。

（費用の精算）

第14条 所長は、工事が完了したときは、速やかに第11条第2項に規定する費用を精算するものとする。

- 2 前項の精算によって過不足が生じたときは、所長は、給水申請者に対して、速やかに還付し、又は追加して負担させるものとする。

（契約による損害額の補填等）

第15条 所長は、給水申請者が契約の締結後又は工事の施行の途中で解約又は中止を

申し出たときは、給水申請者に対し、既納の負担金を還付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、広島県水道広域連合企業団東広島事務所（以下「事務所」という。）が前項の解約又は中止により損害を被り、若しくは既に支出した費用があるときは、給水申請者に対し、既納の負担額から当該損害を被った額及び支出した費用を差し引いて還付し、又は当該損害を被った額及び支出した費用が既納の負担額を上回るときは、追加して負担させるものとする。

（水道施設の帰属）

第16条 給水申請者は、工事の完成と同時に、建設されたすべての水道施設を無償で事務所に帰属させるものとする。ただし、給水装置については、この限りでない。

- 2 給水申請者は、水道施設に係る用地（前項に規定する給水装置に係る用地を除く。）については、原則として工事着手前までに事務所へ無償で譲渡するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるものについては、事務所への無償譲渡の時期を工事の完了まで延期することができる。

- 3 施主施行の場合において給水申請者が第1項の規定により水道施設（給水装置を除く。）を事務所に帰属させるときの手続は、工事完了時に所長が指定した水道技術管理補助者の工事検査に合格した後、引渡書により行うものとする。

- 4 給水申請者は、道路占用許可又は河川占用許可を受けた水道施設がある場合は、事前に所長の承認を受けた上で、道路管理者又は河川管理者に対し、道路占用権譲渡許可申請等又は河川占用権譲渡許可申請等を行うものとする。

（帰属施設等の維持管理及び損害賠償）

第17条 所長は、前条の規定により事務所に帰属した水道施設及び用地について、維持管理を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、給水申請者が造成した用地及び配水管施主施行の水道施設（給水装置を除く。以下この条において「用地等」という。）が種類、品質又は数量に関して第8条第2項の契約の内容に適合しないものであるときは、所長は、給水申請者に対して相当の期間を定めて当該用地等の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに、損害の賠償を請求することができる。

- 3 前項の規定による用地等の修補又は損害賠償の請求は、譲渡を受けた日から10年

を経過する日又は同項の不適合を知った日から5年を経過する日のいずれか早い日までに、これを行わなければならない。

(水道施設の取得及び保守管理)

第18条 給水申請者は、工事の完了後、当該開発地の所有者又は購入者に対し、給水装置を取得させ、その後の保守管理に当たらせるものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他開発地給水事務の取扱いについて必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以前において、東広島市開発事務取扱規程（平成2年4月1日水道事業管理規程第14号）により締結した、契約については施行日以降もその効力を有する。

附 則（令和7年4月1日東広島事務所告示第1号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱別表第4の規定は、この告示の施行の日以後に締結する契約に係る費用について適用し、施行日前に締結している契約に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月1日東広島事務所告示第1号）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

給水量の基準

| 対象   |             | 1日最大給水量(m <sup>3</sup> ) | 摘要                            |
|------|-------------|--------------------------|-------------------------------|
| 住宅   | 一般          | 1.800                    | 1戸当たり(0.45m <sup>3</sup> ×4人) |
|      | アパート・マンション  | 1.575                    | 〃(0.45m <sup>3</sup> ×3.5人)   |
|      | アパート(1DK相当) | 0.450                    | 〃                             |
| 教育施設 | 幼稚園         | 0.050                    | 園児1人当たり                       |

|            |           |        |                                    |
|------------|-----------|--------|------------------------------------|
|            | 小学校       | 0.080  | 児童1人当たり                            |
|            | 中学校       | 0.060  | 生徒1人当たり                            |
|            | 中学校(女)    | 0.100  | 〃                                  |
|            | 高等学校      | 0.080  | 〃                                  |
|            | 高等学校(女)   | 0.100  | 〃                                  |
|            | 大学        | 0.080  | 学生1人当たり                            |
|            | 大学(女)     | 0.100  | 〃                                  |
|            | プール       | 50.000 | 1池当たり                              |
|            | 職員        | 0.100  | 1人当たり                              |
|            | 寮生        | 0.370  | 入居者1人当たり                           |
| 病院         | 総合病院      | 1.100  | 入院1床当たり<br>医師、看護師及び外来者を含む。         |
|            | 病院        | 0.680  | 入院1床当たり<br>医師、看護師及び外来者を含む。         |
|            | 診療所・医院    | 0.014  | 医療用建物延べ床面積1㎡当たり<br>医師、看護師及び外来者を含む。 |
| スポーツ<br>施設 | 競技者       | 0.090  | 1人当たり                              |
|            | 屋外観客      | 0.010  | 〃                                  |
|            | 屋内観客      | 0.030  | 〃                                  |
| その他        | デパート・スーパー | 0.013  | 延べ床面積1㎡当たり                         |
|            | 事務所       | 0.200  | 職員1人当たり                            |
|            | 宿舍        | 0.370  | 入居者1人当たり                           |
|            | 公園        | 1.800  | 1園当たり                              |
|            | 墓地        | 0.008  | 1基当たり                              |
|            | ガソリンスタンド  | 0.026  | 敷地面積1㎡当たり                          |
|            | 自動車教習所    | 0.600  | 教習車1台当たり                           |
|            | 污水处理場     | 摘要参照   | 処理区域の1日最大給水量×0.01m <sup>3</sup>    |

備考 本表に掲げるもの以外又は特殊な設備を有する場合の給水量については、別

に所長が定めるものとする。

別表第2(第10条関係)

施設の設計基準

| 施設の内容          | 設計基準  |                                    | 摘要   |
|----------------|---|------------------------------------|--|
|                | 能力  | 規模                                 |  |
| ポンプ設備<br>及び導水管 | 1日最大給水量   | 1日最大給水量×1.2<br>ただし、小数点2位以下は切上げとする。 |  |
| 配水池            | 1日最大給水量<br>225m <sup>3</sup> 未満                       | 1日最大給水量の16時間分と<br>消火栓1栓分の1時間放水量    | 最大容量170m <sup>3</sup>                          |
|                | 1日最大給水量<br>225m <sup>3</sup> 以上450m <sup>3</sup> 未満   | 1日最大給水量の14時間分と<br>消火栓1栓分の1時間放水量    | 最大容量300m <sup>3</sup><br>最小容量170m <sup>3</sup> |
|                | 1日最大給水量<br>450m <sup>3</sup> 以上900m <sup>3</sup> 未満   | 1日最大給水量の12時間分と<br>消火栓1栓分の1時間放水量    | 最大容量450m <sup>3</sup><br>最小容量300m <sup>3</sup> |
|                | 1日最大給水量<br>900m <sup>3</sup> 以上1,350m <sup>3</sup> 未満 | 1日最大給水量の10時間分と<br>消火栓1栓分の1時間放水量    | 最大容量550m <sup>3</sup><br>最小容量450m <sup>3</sup> |
|                | 1日最大給水量<br>1,350m <sup>3</sup> 以上                     | 1日最大給水量の9時間分と<br>消火栓1栓分の1時間放水量     | 最小容量550m <sup>3</sup>                          |

備考 配水池容量は、上記基準によって算出し、端数整理は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量450m<sup>3</sup>未満

10m<sup>3</sup>未満の端数は、10m<sup>3</sup>単位に切上げる。

(2) 1日最大給水量450m<sup>3</sup>以上

50m<sup>3</sup>未満の端数は50m<sup>3</sup>に、50m<sup>3</sup>を超え100m<sup>3</sup>未満の端数は100m<sup>3</sup>単位に切上げる。

別表第3(第11条関係)

費用の基準額及び算定式

| 種別 | 対象<br>区分 | 内訳 | 基準 | 基準額 | 算定式 | 摘要 |
|----|----------|----|----|-----|-----|----|
|    |          |    |    |     |     |    |

|                      |                            |         |                    |   |                   |   |
|----------------------|----------------------------|---------|--------------------|---|-------------------|---|
| 開発<br>地配<br>水設<br>備金 | 第2<br>条の<br>規定<br>によ<br>る。 | 低地<br>区 | 1日最大<br>給水量        | 2万円                                     | 基準額×1日<br>最大給水量   | 給水量1m <sup>3</sup> 未満は切り捨<br>てる。                        |
|                      |                            | 高地<br>区 | 1日最大<br>給水量        | 9万円                                     | 基準額×1日<br>最大給水量   | 高地区において、造成主<br>の費用負担により揚水設<br>備を建設するときは、基<br>準額を2万円とする。 |
| 工事<br>負担<br>金        |                            |         | 材料費及<br>び工事請<br>負費 | 実額                                      | 各実額の合計<br>額       | 施主施行及び配水管施主<br>施行の場合は、不要とす<br>る。                        |
| 事務<br>関連<br>費        |                            |         | 工事設計<br>額          | 工<br>事<br>設<br>計<br>額A<br>1,000万円<br>以下 | A×0.090           | 配水管施主施行の場合<br>は、別表第4に定める口<br>径別単価に延長を乗じた<br>額を工事設計額とする。 |
|                      |                            |         |                    | 1,000万円<br>を超え<br>3,000万円<br>以下         | A×0.080+10<br>万円  |   |
|                      |                            |         |                    | 3,000万円<br>を超え<br>5,000万円<br>以下         | A×0.065+55<br>万円  |   |
|                      |                            |         |                    | 5,000万円<br>を超え<br>7,000万円<br>以下         | A×0.050+<br>130万円 |   |
|                      |                            |         |                    | 7,000万円<br>を超え<br>10,000万<br>円以下        | A×0.045+<br>165万円 |   |
|                      |                            |         |                    | 10,000万<br>円以下                          | A×0.043+          |   |
|                      |                            |         |                    | 10,000万                                 | A×0.043+          |   |
|                      |                            |         |                    | 10,000万                                 | A×0.043+          |   |

|                     |         |                      |             |                        |                             |                                   |
|---------------------|---------|----------------------|-------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
|                     |         |                      |             | 円を超え<br>20,000万<br>円以下 | 185万円                       |                                   |
|                     |         |                      |             | 20,000万<br>円を超え<br>るもの | $A \times 0.040 +$<br>245万円 |                                   |
| 設備<br>管理<br>負担<br>金 | 固定<br>費 |                      |             | 工事設計額                  | 工事設計額×<br>0.025             | 〃                                 |
|                     | 電力<br>費 | 高地<br>区・特<br>別地<br>区 | 1日最大<br>給水量 | 14,400円                | 基準額×1日<br>最大給水量             | 給水量の1m <sup>3</sup> 未満は切り<br>捨てる。 |
| 設計<br>業務<br>委託<br>費 |         | 契約<br>設計             |             | 委託契約額                  | 委託費の合計<br>額                 | 委託契約額は、局施行の<br>場合は実額とし、施主が        |
|                     |         | 本市<br>設計             |             | 工事設計額                  | 工事設計額×<br>0.050             | 設計を行う場合は不要と<br>する。                |

備考 水道施設の建設に要する費用及び関連費用は、この表で定める算定式によつて算出した額の合計額に、100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

別表第4(第11条関係)

施主施行の工事設計額算定のための口径別単価

| 配水管の口径 | 配水管の種類   | 舗装あり    | 舗装なし    |
|--------|----------|---------|---------|
| 50mm   | PEP(EF)  | 42,000円 | 21,000円 |
|        | DIP(S50) | 51,000円 | 29,000円 |
| 75mm   | PEP(EF)  | 56,000円 | 33,000円 |
|        | DIP(GX)  | 66,000円 | 43,000円 |
| 100mm  | PEP(EF)  | 62,000円 | 39,000円 |
|        | DIP(GX)  | 73,000円 | 49,000円 |

|       |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|
| 150mm | PEP (EF) | 73,000円  | 49,000円  |
|       | DIP (GX) | 83,000円  | 59,000円  |
| 200mm | DIP (GX) | 94,000円  | 70,000円  |
| 250mm | DIP (GX) | 107,000円 | 82,000円  |
| 300mm | DIP (GX) | 145,000円 | 117,000円 |
| 350mm | DIP (GX) | 207,000円 | 158,000円 |
| 400mm | DIP (GX) | 237,000円 | 184,000円 |